(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　北海道樺戸郡新十津川町字学園一三の四・一三の五・三三の五五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道庁及び新十津川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年三月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　富山県南砺市下出字牛首六〇から六二まで、一二三から二〇五まで、二〇七、字東俣六・三一・五九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三七から五六まで、五八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年三月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福井県福井市福町三四字長刀一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年三月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字津留字庵ノ平一八二六の一から一八二六の三まで、字堂ノ原一八三五、一八三七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百七十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月四日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　近畿自動車道天理吹田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
奈良県生駒郡安堵町岡崎七三番一から同県生駒郡安堵町岡崎二一九番三まで	前	最小 三九	二六四
	後	最大 三九 最小 二九	
大和郡山市椎木町七三九番四から同市椎木町七三二番一まで	前	最大 四四 最小 三八	七九
	後	最大 四五 最小 三八	

○国土交通省告示第百八十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月四日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
長浜市湖北町山脇字正杓二六八番二から同市小谷丁野町字下池尻一三三〇番二まで	前	最大 六三 最小 三四	三一三
	後	最大 二〇七 最小 四三	

○国土交通省告示第百八十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月四日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　近畿自動車道名古屋神戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
宝塚市玉瀬字イヅリハ一番一三二から同市玉瀬字イヅリハ一番一五七まで	前	最大 二二〇 最小 三八	一、一四五
	後	最大 四七二 最小 三八	